



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課）…………… 1
- 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則（障害福祉課）…………… 13

### 訓 令

- 告示・公告定型の一部を改正する訓令（総務私学課）…………… 19

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局の組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程…………… 27
- 沖縄県病院事業出納取扱金融機関の指定の一部を改正する告示…………… 39
- 沖縄県病院事業局の組織改編に伴う関係訓令の整備に関する訓令…………… 40

### 災害対策本部事項

- 沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令…………… 43

### 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

- 沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令…………… 47

## 規 則

沖縄県老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第34号

#### 沖縄県老人福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(沖縄県老人福祉法施行細則の一部改正)

**第1条** 沖縄県老人福祉法施行細則（平成5年沖縄県規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3号様式及び第3号様式の2中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

(沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第2条** 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第5条第5項中「同一敷地内にある」を削る。

第8条の次に次の1条を加える。

(協力医療機関等)

**第8条の2** 条例第26条第1項に規定する規則で定める協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）の要件は、次に掲げる要件とする。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

(沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第3条** 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第4条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第6条に次の2項を加える。

8 特別養護老人ホーム（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の特別養護老人ホームに限る。以下この項において同じ。）に沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第24号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業員については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第7条の次に次の1条を加える。

（協力医療機関等）

**第7条の2** 条例第28条第1項に規定する規則で定める協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）の要件は、次の各号に掲げる要件とする。ただし、複数の協力医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第12条第10項中「沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第24号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）」を「指定短期

入所生活介護事業所等」に改め、同条第11項中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）」を「指定地域密着型サービス基準」に、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）」を「指定地域密着型介護予防サービス基準」に改める。

（沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

**第4条** 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第3条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第5条第4項中「同一敷地内にある」を削る。

第9条の次に次の1条を加える。

（協力医療機関等）

**第9条の2** 条例第28条第2項に規定する規則で定める協力医療機関の要件は、次に掲げる要件とする。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

附則第8項中「同一敷地内にある」を削る。

（沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

**第5条** 沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第9項中「平成18年厚生労働省令第34号」の次に「。以下「指定地域密着型サービス基準」という。」を加え、同条に次の3項を加える。

10 指定介護老人福祉施設（沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が30人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第23号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第24号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

11 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第8条中「当該指定介護老人福祉施設と同一敷地内にある」を削る。

第10条の次に次の1条を加える。

(協力医療機関等)

**第10条の2** 条例第34条第1項に規定する規則で定める協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)の要件は、次に掲げる要件とする。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第12条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

(沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第6条** 沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年沖縄県規則第48号)の一部を次のように改正する。

第3条第6項第3号中「又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)」を削る。

第10条第1号中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第1号及び第2号中「又は」を「及び」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(協力医療機関)

**第12条の2** 条例第34条第1項に規定する規則で定める協力医療機関(第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)の要件は、次に掲げる要件とする。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第14条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

(沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

**第7条** 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年沖縄県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第4条中「同一敷地内にある」を削る。

第8条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 条例第24条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第10条及び第14条中「同一敷地内にある」を削る。

第16条第1号及び第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第54条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第19条及び第22条中「同一敷地内にある」を削る。

第24条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第8号とし、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第7号とし、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 条例第72条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第25条の2に次の1項を加える。

- 3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第83号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条又は沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年沖縄県条例第12号。以下「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第27条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第85条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第31条第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第4号とし、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第95条第1項第5号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条中「同一敷地内にある」を削る。

第37条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第105条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第37条の3中「同条第3号」を「同条第4号」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改める。

第46条中「同一敷地内にある」を削る。

第49条に次の1項を加える。

- 4 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、介護老人保健施設基準条例第4条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第51条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第140条第4号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第54条中「同一敷地内にある」を削る。

第58条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化)

**第58条の2** 条例第155条第6項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第61条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第64条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化)

**第64条の2** 条例第174条第8項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第70条中「同一敷地内にある」を削る。

第73条第2号を削り、同条第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

第74条第2号を削り、同条第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

第75条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化)

**第75条の2** 条例第194条第6項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第77条第2号を次のように改める。

- (2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者の数

第78条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第80条を次のように改める。

(設備)

**第80条** 条例第207条第2項第2号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット

ア 病室

- (ア) 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。
- (ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- (エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

- (7) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (4) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (7) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備
- (7) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (4) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- エ 便所
- (7) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (2) 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- (3) 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 2 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 第1項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- 4 前3項に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 5 条例第207条第4項第2号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) ユニット
- ア 病室
- (7) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (4) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。
- (7) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(7)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- イ 共同生活室
- (7) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (4) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (7) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備
- (7) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (4) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- エ 便所
- (7) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (4) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (2) 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- (3) 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

(4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

6 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

7 第5項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条第3号に規定する食堂とみなす。

8 前3項に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

第81条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化)

**第81条の2** 条例第209条第8項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第83条第2号を削り、同条中第3号を第2号とする。

第85条に次の1項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 条例第237条において準用する条例第166条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的確認すること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 特定施設従業者に対する研修

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第86条中「同一敷地内にある」を削る。

第89条の2の次に次の1条を加える。

(協力医療機関等)

**第89条の3** 条例第234条第2項の規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。

第90条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第92条中「同一敷地内にある」を削る。

第95条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第98条中「同一敷地内にある」を削る。

第101条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第255条第7号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに

緊急やむを得ない理由の記録

第106条中「同一敷地内にある」を削る。

第109条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第273条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

**第8条** 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第14条中「同一敷地内にある」を削る。

第16条第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第59条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第19条及び第22条中「同一敷地内にある」を削る。

第24条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 条例第77条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第25条の2に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第83号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条又は沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年沖縄県条例第12号。以下「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第27条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第87条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第31条第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第96条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院

である場合は、介護老人保健施設基準条例第4条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第45条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第126条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第48条中「同一敷地内にある」を削る。

第52条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化)

**第52条の2** 条例第137条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第54条第2項中「第2条」を「第2条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を加え、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第55条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第62条中「第14条の2」の次に「、第52条の2」を加える。

第64条中「同一敷地内にある」を削る。

第68条第2号を削り、同条第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

第69条第2号を削り、同条第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第70条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化)

**第70条の2** 条例第178条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第71条第2号を次のように改める。

(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

第72条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第75条を次のように改める。

(設備の基準)

**第75条** 条例第192条第2項第2号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット

ア 病室

㊦ 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。

㊧ 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

- (ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- (エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- イ 共同生活室
- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備
- (ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- エ 便所
- (ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (2) 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- (3) 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 2 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 第1項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- 4 前各項に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 5 条例第192条第4項第2号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) ユニット
- ア 病室
- (ア) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。
- (ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- (エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- イ 共同生活室
- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備
- (ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- エ 便所
- (ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (2) 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- (3) 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 6 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 7 第5項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- 8 前3項に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。  
第78条第2号を削り、同条中第3号を第2号とする。  
第79条中「、第72条」を「、第70条の2、第72条」に改める。  
第80条に次の1項を加える。
- 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。
- (1) 条例第218条において準用する条例第141条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。
- ア 利用者の安全及びケアの質の確保
- イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
- ウ 介護予防特定施設従業者に対する研修
- エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検
- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。
- 第81条中「同一敷地内にある」を削る。  
第84条の2の次に次の1条を加える。  
(協力医療機関等)
- 第84条の3** 条例第215条第2項の規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。
- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
- 第85条中「に規定する」を「の規定による」に改める。  
第87条中「同一敷地内にある」を削る。  
第90条中「に規定する」を「の規定による」に改める。  
第96条第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 条例第251条第9号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 第101条中「同一敷地内にある」を削る。  
第104条第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号

を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第265条第8号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第9条** 沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年沖縄県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第11条中「同一敷地内にある」を削る。

第13条第1号及び第2号中「又は」を「及び」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(協力医療機関等)

**第13条の2** 条例第34条第1項に規定する規則で定める協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）の要件は、次に掲げる要件とする。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第15条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条中沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第22条及び第24条の改正規定、同条第25条の2に1項を加える改正規定、同条例第27条及び第31条の改正規定、同条例第49条に1項を加える改正規定並びに同条例第51条の改正規定並びに第8条中沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第22条及び第24条の改正規定、同条例第25条の2に1項を加える改正規定、同条例第27条及び第31条の改正規定、同条例第43条に1項を加える改正規定並びに同条例第45条の改正規定は、同年6月1日から施行する。

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県規則第35号

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第1条** 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第十二条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第十二条の二の規定に基づきこども家庭庁長官が定める給付金」に改める。

第22条中「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」を「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの」に改める。

第25条の見出し中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第1項中「第81条第5号」を「第81条第1項」に改め、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第26条を次のように改める。

(児童発達支援センターの職員の基準)

**第26条** 条例第82条第8項に規定する規則で定める職員の員数等の基準は、児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の総数を通じておおむね児童の数を4で除して得た数以上とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない。

(沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

**第2条** 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年沖縄県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

条例第7条第1項の指定児童発達支援事業所について条例第7条第4項に規定する規則で定める置くべき職員の員数の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 嘱託医 1以上

(2) 児童指導員及び保育士

ア 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上

イ 児童指導員 1以上

ウ 保育士 1以上

(3) 栄養士 1以上

(4) 調理員 1以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1以上

第4条第2項中「第1号イ」を「第2号ア」に改め、同条第6項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「各号」を削り、「第1項第1号ア」を「第1項第1号」に、「第1項第1号ウ」を「第1項第3号」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第4条第4項中「第1項第1号イ」を「第1項第2号ア」に改め、「第2号ア並びに」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に、「第1項第1号イ」を「第1項第2号ア」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第5条ただし書を削り、同条第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第6条の2中「第27条第4項」を「第27条第6項」に改める。

第8条中「第29条」を「第29条第1項」に改める。

第10条の5中「第27条第4項」を「第27条第6項」に改め、「第9条中「第34条ただし書」」の次に「とあるのは「第55条の5において準用する条例第34条ただし書」」を加え、「第46条第2項とあるのは「第55条の5において準用する条例第34条ただし書」を「第46条第2項」に改める。

第12条中「第27条第4項」を「第27条第6項」に、「第29条」を「第29条第1項」に改める。

第15条から第17条までを次のように改める。

**第15条から第17条まで 削除**

第19条、第19条の2及び第21条中「第27条第4項」を「第27条第6項」に、「第29条」を「第29条第1項」に改める。

第21条の4中「第29条」を「第29条第1項」に改める。

第24条中「第7条、第8条」を「第6条の2第1項第5号、第7条、第8条」に改め、「この場合において」の次に「、第6条の2第1項中「第27条第6項」とあるのは「第89条において準用する条例第27条第6項」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先の施設」と」を加え、「第29条」を「第29条第1項」に改める。

第25条第1項中「、第4条、第15条」を「、第4条」に、「同項第1号イ中」を「同項第2号ア中」に、「、同項第2号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同項第3号中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能

型事業所」と、同条第3項「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第15条第2項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とを「、同条第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第7項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とに改める。

第26条中「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」を「こども家庭庁長官が定める離島その他の地域」に改める。

附則第3項中「第4条第1項第1号イ(ア)及び第2号ア」を「第4条第1項第2号ア」に、「同項第1号イ(ア)」を「同項第2号ア」に改め、「、同項第2号ア中「言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上」とあるのは「聴能訓練担当職員（聴能訓練を担当する職員をいう。）及び言語機能訓練担当職員（言語機能の訓練を担当する職員をいう。）それぞれ2以上」とを削る。

（沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

**第3条** 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加える。

第11条第1項第3号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

（沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

**第4条** 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第60条第9項」を「第60条第10項」に改める。

第12条中「第61条」を「第61条第1項」に改める。

第14条第1項第2号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第17条中「第61条」を「第61条第1項」に、「同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第95条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号」を「同条第4号から第6号までの規定」に改める。

第17条の5中「第60条第9項」を「第60条第10項」に、「第61条」を「第61条第1項」に、「同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第95条の5において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号」を「同条第4号から第6号までの規定」に改める。

第32条第1項第1号及び同条第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第35条中「第60条第9項」を「第60条第10項」に、「第61条」を「第61条第1項」に、「第55条第1項」を「第20条第1項」に、「条例第67条」を「条例第90条」に、「同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第149条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号」を「同条第4号から第6号までの規定」に改める。

第35条の4中「第149条の4において準用する条例第36条の2第3項」を「第149条の5において準用する条例第36条の2第3項」に、「第149条の4において準用する条例第41条の2」を「第149条の5において準用する条例第41条の2」に、「「第60条第9項」を「「第60条第10項」に、「第149条の4において準用する条例第60条第9項」を「第149条の5において準用する条例第60条第10項」に、「「第61条」を「「第61条第1項」に、「第149条の4において準用する条例第61条」を「第149条の5において準用する条例第61条第1項」に、「第149条の4において準用する条例第77条第2項」を「第149条の5において準用する条例第77条第2項」に、「第149条の4において準用する条例第60条第1項」を「第149条の5において準用する条例第60条第1項」に、「第149条の4において準用する条例第20条第1項」を「第149条の5において準用する条例第20条第1項」に、「第149条の4において準用する条例第90条」を「第149条の5において準用する条例第90条」に、「同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第149条の4において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号」を「同条第4号から第6号までの規定」に、「第149条の4」を「第149条の5」に、「第149条の4において準用する条例第92条第2項」を「第149条の5において準用する条例第36条の2第2項」に、「第146条」を「第146条第3項」に、「第149条の4において準用する第146

条」を「第149条の5において準用する第146条第3項」に改め、同条を第35条の5とする。

第35条の3中「第149条の3」を「第149条の4」に改め、同条を第35条の4とし、第35条の2の次に次の1条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

**第35条の3** 条例第149条の3第1号の規則で定める基準は、指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準条例第137条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第36条において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第136条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であることとする。

2 条例第149条の3第2号の規則で定める基準は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であることとする。

第36条第1項中「機能訓練室」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を加え、同条第2項中「条例第150条第3号の規則で定める基準は、当該指定通所介護事業所等」の次に「又は指定通所リハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の次に「又は指定通所リハビリテーション」を、「基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等」の次に「又は当該指定通所リハビリテーション事業所」を加える。

第36条の2の次に次の1条を加える。

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)

**第36条の3** 条例第150条の3第1号の規則で定める基準は、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業所の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であることとする。

2 条例第150条の3第2号の規則で定める基準は、管理者及び次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に掲げる基準を満たす人員を配置していることとする。

- (1) 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。
- (2) 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

第40条の2中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二條及び第四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第八十四条において準用する同令第七十條の二に規定する厚生労働大臣が定める者等」に、「指定基準第七十一条等で定める告示」を「指定基準第八十四条で定める告示」に改める。

第42条及び第42条の4中「第60条第9項」を「第60条第10項」に、「第61条」を「第61条第1項」に改める。

第48条第1項中「第60条第9項」を「第60条第10項」に、「第61条」を「第61条第1項」に、「第55条第1項」を「第20条第1項」に、「条例第67条」を「条例第90条」に、「同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第172条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号」を「同条第4号から第6号までの規定」に改め、同条第2項中「指定基準第七十一条等で定める告示」を「指定基準第八十四条で定める告示」に改める。

第51条中「第60条第9項」を「第60条第10項」に、「第61条」を「第61条第1項」に、「条例第55条第1項」を「条例第20条第1項」に、「条例第67条」を「条例第90条」に、「同条第4号中「第75条第2項」

とあるのは「第185条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号を「同条第4号から第6号までの規定」に改める。

第54条中「第60条第9項」を「第60条第10項」に、「第61条」を「第61条第1項」に、「条例第55条第1項」を「条例第20条第1項」に、「条例第67条」を「条例第90条」に、「同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第190条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号を「同条第4号から第6号までの規定」に改める。

第55条中「第60条第9項」を「第60条第10項」に、「第61条」を「第61条第1項」に、「条例第55条第1項」を「条例第20条第1項」に、「条例第67条」を「条例第90条」に、「同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第194条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号を「同条第4号から第6号までの規定」に改める。

第55条の3中「第194条の6」を「第194条の6第1項」に改める。

第55条の5中「第60条第9項」を「第60条第10項」に改める。

第55条の6第1項第2号ア及びイを次のように改める。

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が30以下 1以上

(イ) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

第55条の6中第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第55条の7中「第60条第9項」を「第60条第10項」に、「第194条の6」を「第194条の6第1項」に改める。

第57条の3中「第198条の6」を「第198条の6第1項」に改める。

第58条中「第60条第9項」を「第60条第10項」に、「条例第67条」を「条例第90条」に、「同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号を「同条第4号から第6号までの規定」に改める。

第58条の4中「第60条第9項」を「第60条第10項」に、「同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号を「同条第4号から第6号までの規定」に、「第198条の6」を「第198条の6第1項」に改める。

第58条の7中「第60条第9項」を「第60条第10項」に、「条例第67条」を「条例第90条」に、「同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号を「同条第4号から第6号までの規定」に、「第198条の6」を「第198条の6第1項」に改める。

第59条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第62条第1項第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第63条第1項中「第60条第9項」を「第60条第10項」に、「第61条」を「第61条第1項」に、「条例第55条第1項」を「条例第20条第1項」に、「条例第67条」を「条例第90条」に、「同条第4号中「第78条」とあるのは「第210条第1項」と、同条第5号及び第6号」を「同条第4号から第6号までの規定」に、「第78条」とあるのは「第210条」を「第78条」とあるのは「第210条第1項」に改める。

附則第1項中「条例」を「規則」に改める。

附則第2項中「指定基準第七十一条等で定める告示」を「指定基準第八十四条で定める告示」に、「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

(沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

**第5条** 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同号イ(ア)中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第八十四条において準用する同令第七十条の二に規定する厚生労働大臣が定める者等」に、「指定基準第七十一条等で定める告示」を「指定基準第八十四条で定める告示」に改め、同号ウ中「指定基準第七十一条等で定める告示」を「指定基準第八十四条で定める告示」に改め、同号オ中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同条第3項第1号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同条第8項第1号中「指定基準第七十一条等で定める告示」を「指定基準第八十四条で定める告示」に改める。

第7条中「第27条第9項」を「第27条第10項」に改める。

第8条中「第28条」を「第28条第1項」に改める。

附則第1項中「条例」を「規則」に改める。

(沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第6条** 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第17条第9項」を「第17条第10項」に改める。

第6条中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第9条第1項第3号及び同条第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第10条中「第17条第9項」を「第17条第10項」に、「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第11条第1項第2号及び同条第4項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第12条中「第17条第9項」を「第17条第10項」に改める。

第16条、第19条、第22条及び第23条中「第17条第9項」を「第17条第10項」に、「第18条」を「第18条第1項」に改める。

附則第2項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二条及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第八十四条において準用する同令第七十条の二に規定する厚生労働大臣が定める者等」に、「指定基準第七十一条等で定める告示」を「指定基準第八十四条で定める告示」に、「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

(沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第7条** 沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同号イ(ア)中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人

員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二條及び百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第八十四条において準用する同令第七十條の二に規定する厚生労働大臣が定める者等」に、「指定基準第七十一条等で定める告示」を「指定基準第八十四条で定める告示」に改め、同号ウ中「指定基準第七十一条等で定める告示」を「指定指定基準第八十四条で定める告示」に改め、同号オ中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、同条第3項第1号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改め、「数とすること。」の次に「ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。」を加え、同条第8項中「指定基準第七十一条等で定める告示」を「指定基準第八十四条で定める告示」に改める。

第8条中「第19条第9項」を「第19条第10項」に改める。

第9条中「第20条」を「第20条第1項」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第11条の規定により、一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第1条の規定による改正後の沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新児童福祉施設基準条例施行規則」という。）第25条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。
- 3 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新児童福祉施設基準条例施行規則第26条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に設置している第1条の規定による改正前の沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「旧児童福祉施設基準条例施行規則」という。）第25条に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例施行規則第25条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に設置している旧児童福祉施設基準条例施行規則第26条第3号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達センター及び同項第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例施行規則第26条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に指定を受けている第2条の規定による改正前の沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「旧指定通所支援基準条例施行規則」という。）第4条第1項第2号に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同項第3号に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例施行規則第4条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例施行規則第4条第1項第2号に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同項第3号に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例施行規則第5条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。

## 訓 令

沖縄県訓令第30号

知 事 部 局

告示・公告定型の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**告示・公告定型の一部を改正する訓令**

告示・公告定型（平成19年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

目次中 「定型共通1 歳入の徴収（収納）の事務の委託  
定型共通2 歳入の徴収（収納）の事務の委託契約の解除」を

「定型共通1 公金の徴収（収納、支出）に関する事務の委託

定型共通2 指定公金事務取扱者の名称（住所、事務所の所在地）の変更の届出 に、「定型共通3」を

定型共通3 指定公金事務取扱者の指定の取消し

「定型共通4」に、「定型共通4」を「定型共通5」に、「定型共通5」を「定型共通6」に、「定型共通  
「第6節 特命推進課

6」を「定型共通7」に、「第6節 特命推進課」を 第7節 平和・地域外交推進課

定型知平1 沖縄県平和祈念資料館の臨時休館」

に、

「第6章 子ども生活福祉部

第1節 福祉政策課

第2節 保護・援護課

第3節 高齢者福祉介護課

第4節 青少年・子ども家庭課

定型子青1 優良興業（優良図書等）の推奨

定型子青2 優良環境の推奨

定型子青3 有害興行（図書等）の指定

第5節 子ども未来政策課

第6節 子育て支援課

第7節 障害福祉課

定型子障1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の指定

定型子障2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の名称（所在地）の変更の届出

定型子障3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の指定の辞退

定型子障4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の指定の取消し

定型子障5 身体障害者福祉法に基づく医師の指定

定型子障6 身体障害者福祉法に基づく医師の指定の取消し

第8節 消費・暮らし安全課

定型子消1 特定計量器の定期検査

定型子消2 貸金業者に対する監督処分としての登録の取消し

定型子消3 貸金業者に対する監督処分としての業務の停止命令

定型子消4 貸金業者の登録の取消し

定型子消5 貸金業者の所在等を確知することができない旨の公告

定型子消6 所在不明貸金業者等の登録の取消し

第9節 女性力・平和推進課

定型子女1 沖縄県平和祈念資料館の臨時休館

を

「第6章 生活福祉部

第1節 福祉政策課

第2節 保護・援護課

第3節 障害福祉課

定型生障1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定

定型生障2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称(所在地)の変更の届出

定型生障3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退

定型生障4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の取消し

定型生障5 身体障害者福祉法に基づく医師の指定

定型生障6 身体障害者福祉法に基づく医師の指定の取消し

第4節 生活安全安心課

定型生生1 特定計量器の定期検査

定型生生2 貸金業者に対する監督処分としての登録の取消し

定型生生3 貸金業者に対する監督処分としての業務の停止命令

定型生生4 貸金業者の登録の取消し

定型生生5 貸金業者の所在等を確知することができない旨の公告

定型生生6 所在不明貸金業者等の登録の取消し

第6章の2 こども未来部

第1節 こども若者政策課

定型ここ1 優良興行(優良図書等)の推奨

定型ここ2 優良環境の推奨

定型ここ3 有害興行(図書等)の指定

第2節 こども家庭課

第3節 子育て支援課

第4節 女性力・ダイバーシティ推進課

に、「第6章の2 保健医療部」を「第6章の3 保健医療介護部」に、

「第5節 感染症総務課

第6節 感染症医療確保課

第7節 ワクチン・検査推進課

第8節 衛生薬務課

定型保衛1 公衆浴場入浴料金の指定

定型保衛2 毒物及び劇物取締法に基づく処分をするための聴聞の実施

定型保衛3 毒物劇物取扱者試験の実施

定型保衛4 麻薬及び向精神薬取締法に基づく処分をするための聴聞の実施

第9節 国民健康保険課

定型保国1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の数

を

「第5節 感染症対策課

第6節 薬務生活衛生課

定型保薬1 公衆浴場入浴料金の指定

定型保薬2 毒物及び劇物取締法に基づく処分をするための聴聞の実施

定型保薬3 毒物劇物取扱者試験の実施

定型保薬4 麻薬及び向精神薬取締法に基づく処分をするための聴聞の実施

第7節 国民健康保険課

定型保国1 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の数

第8節 高齢者介護課

第9節 地域包括ケア推進課

に、

「第2節 アジア経済戦略課		「第2節 グローバルマーケット戦略課	
第3節 マーケティング戦略推進課	を	第3節 ものづくり振興課	に、
第4節 ものづくり振興課		第4節 中小企業支援課	」
第5節 中小企業支援課	」		
「第6節 企業立地推進課		「第5節 企業立地推進課	
第7節 ITイノベーション推進課	を	第6節 ITイノベーション推進課	に、
第8節 雇用政策課		第7節 雇用政策課	
第9節 労働政策課	」	第8節 労働政策課	」

「定型土海9 公有水面埋立免許の出願の要領  
 定型土海10 公有水面埋立ての免許  
 定型土海11 公有水面埋立地の用途変更の許可申請の要領 を  
 定型土海12 公有水面埋立地の用途変更の許可  
 定型土海13 公有水面埋立しゅん功認可 」

「定型土海9 特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了  
 定型土海10 公有水面埋立免許の出願の要領  
 定型土海11 公有水面埋立ての免許  
 定型土海12 公有水面埋立地の用途変更の許可申請の要領 に改める。  
 定型土海13 公有水面埋立地の用途変更の許可  
 定型土海14 公有水面埋立しゅん功認可 」  
 定型共通1及び定型共通2を次のように改める。

**定型共通1 公金の徴収（収納、支出）に関する事務の委託**

**行為の根拠** 地方自治法第243条の2第1項

**告示の根拠** 地方自治法第243条の2第2項

(1) 公金の徴収に関する事務を委託した場合

**沖縄県告示第 号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の徴収に関する事務を委託した。

令和\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

- 1 委託した徴収事務
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び住所（所在地）
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和\_\_年\_\_月\_\_日
- 4 委託期間 令和\_\_年\_\_月\_\_日から令和\_\_年\_\_月\_\_日まで

特記事項 この告示に係る知事の権限に属する事務について、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第3条第1項の規定により、かい（同規則第2条第1号に規定するかいをいう。以下同じ。）の長に委任されている事項に係る告示を行うときの知事名の部分については、当該かいの長及びその氏名とすること。この場合の公報の目次における担当機関は、当該かいとする。

(2) 公金の収納に関する事務を委託した場合

**沖縄県告示第 号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

- 1 委託した収納事務
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び住所（所在地）
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和\_\_年\_\_月\_\_日
- 4 委託期間 令和\_\_年\_\_月\_\_日から令和\_\_年\_\_月\_\_日まで

特記事項 この告示に係る知事の権限に属する事務について、沖縄県財務規則第3条第1項の規定により、かいの長に委任されている事項に係る告示を行うときの知事名の部分については、当該かいの長及びその氏名とすること。この場合の公報の目次における担当機関は、当該かいとす。

(3) 公金の支出に関する事務を委託した場合

沖縄県告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の支出に関する事務を委託した。

令和\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

- 1 委託した支出事務
- 2 指定公金事務取扱者の名称及び住所（所在地）
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和\_\_年\_\_月\_\_日
- 4 委託期間 令和\_\_年\_\_月\_\_日から令和\_\_年\_\_月\_\_日まで

特記事項 この告示に係る知事の権限に属する事務について、沖縄県財務規則第3条第1項の規定により、かいの長に委任されている事項に係る告示を行うときの知事名の部分については、当該かいの長及びその氏名とすること。この場合の公報の目次における担当機関は、当該かいとす。

(4) 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条の規定によりなお従前の例により歳入の徴収（収納）の事務を委託した場合

沖縄県告示第 号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条の規定により、次のとおり歳入の徴収（収納）の事務を委託した。

令和\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

- 1 委託した徴収（収納）事務
- 2 受託者の氏名（名称）及び住所（所在地）
  - (1) 氏名（名称）
  - (2) 住所（所在地）
- 3 委託期間 令和\_\_年\_\_月\_\_日から令和\_\_年\_\_月\_\_日まで

特記事項 この告示に係る知事の権限に属する事務について、沖縄県財務規則第3条第1項の規定により、かいの長に委任されている事項に係る告示を行うときの知事名の部分については、当該かいの長及びその氏名とすること。この場合の公報の目次における担当機関は、当該かいとす。

定型共通2 指定公金事務取扱者の名称（住所、事務所の所在地）の変更の届出

行為の根拠 地方自治法第243条の2第3項

告示の根拠 地方自治法第243条の2第4項

沖縄県告示第 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定により、次のとおり名称（住所、事務所の所在地）の変更の届出があった。

令和\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

- 1 届出をした指定公金事務取扱者の名称
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後

--	--	--

特記事項 この告示に係る知事の権限に属する事務について、沖縄県財務規則第3条第1項の規定により、かいの長に委任されている事項に係る告示を行うときの知事名の部分については、当該かいの長及びその氏名とすること。この場合の公報の目次における担当機関は、当該かいとす。

第1章中定型共通6を定型共通7とし、定型共通3から定型共通5までを1定型ずつ繰り下げ、定型共通2の次に次の1定型を加える。

**定型共通3** 指定公金事務取扱者の指定の取消し

**行為の根拠** 地方自治法第243条の2の3第1項

**告示の根拠** 地方自治法第243条の2の3第2項

**沖縄県告示第 号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の3第1項の規定により、同法第243条の2第1項の規定による指定を次のとおり取り消した。

令和\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

- 1 指定を取り消した指定公金事務取扱者の名称及び住所（事務所の所在地）
- 2 指定を取り消した日 令和\_\_年\_\_月\_\_日
- 3 指定を取り消した理由

第2章第6節の次に次の1節を加える。

**第7節 平和・地域外交推進課**

**定型知平1** 沖縄県平和祈念資料館の臨時休館

**行為の根拠** 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則第3条第1項第4号

**公告の根拠** 沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則第3条第2項

沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年沖縄県規則第87号）第3条第1項第4号の規定により、次のとおり沖縄県平和祈念資料館を臨時に休館する。

令和\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

臨時休館日 令和\_\_年\_\_月\_\_日から令和\_\_年\_\_月\_\_日まで

第6章の章名中「子ども生活福祉部」を「生活福祉部」に改める。

第6章第3節から第6節までを削る。

第6章第7節中定型子障1を定型生障1とし、定型子障2を定型生障2とし、定型子障3を定型生障3とし、定型子障4を定型生障4とし、定型子障5を定型生障5とし、定型子障6を定型生障6とし、同節を同章第3節とする。

第6章第8節中定型子消1を定型生生1とし、定型子消2を定型生生2とし、定型子消3を定型生生3とし、定型子消4を定型生生4とし、定型子消5を定型生生5とし、定型子消6を定型生生6とし、同節を同章第4節とする。

第6章第9節を削る。

第6章の2の章名中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改める。

第6章の2第5節の節名中「感染症総務課」を「感染症対策課」に改める。

第6章の2第6節及び第7節を削る。

第6章の2第8節の節名中「衛生薬務課」を「薬務生活衛生課」に改める。

第6章の2第8節中定型保衛1と定型保薬1とし、定型保衛2と定型保薬2とし、定型保衛3と定型保薬3とし、定型保衛4と定型保薬4とし、同節を同章第6節とする。

第6章の2第9節を同章第7節とする。

第6章の2を第6章の3とする。

第6章の次に次の1章を加える。

第6章の2 こども未来部

第1節 こども若者政策課

定型ここ1 優良興行（優良図書等）の推奨

行為の根拠 沖縄県青少年保護育成条例第6条第1項

告示の根拠 沖縄県青少年保護育成条例第6条第2項

沖縄県告示第 号

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第6条第1項の規定により、優良興行を次のとおり推奨した。

令和\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

1 推奨した興行の種類、題名等

種類	題 名	制作会社名	推奨対象者

2 推奨年月日 令和\_\_年\_\_月\_\_日

3 推奨した理由 \_\_の内容が青少年の健全な育成に特に有益である。

注 優良図書等の推奨のときは、告示本文中「優良興行」を「優良図書等」とし、1の部分の告示文は次のとおりとする。

1 推奨した図書等の種類、題名等

種類	図書等の名称（題名）	発行所名（制作会社名）	推奨対象者

定型ここ2 優良環境の推奨

行為の根拠 沖縄県青少年保護育成条例第7条第1項

告示の根拠 沖縄県青少年保護育成条例第7条第3項

沖縄県告示第 号

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第7条第1項の規定により、優良環境を次のとおり推奨した。

令和\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

1 推奨した環境の施設名及び所在地並びに推奨対象者

施設名	所在地	推奨対象者

2 推奨年月日 令和\_\_年\_\_月\_\_日

3 推奨した理由 \_\_\_\_\_が、青少年の健全な育成に特に有益である。

定型ここ3 有害興行（図書等）の指定

行為の根拠 沖縄県青少年保護育成条例第10条第1項（第12条第1項）

告示の根拠 沖縄県青少年保護育成条例第10条第2項（第12条第3項）

沖縄県告示第 号

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第10条第1項の規定により、有害興行を次のとおり指定する。

令和\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_ \_ \_ 名

1 指定した興行の種類、題名等

種類	題 名	作成し、又は配給する会社名

2 指定する理由 \_\_\_\_\_の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

注1 表中「作成し、又は配給する会社名」の欄の表記に記号（例：（株）など）を用いないこと。

2 有害図書等の指定のときは、告示本文中「第10条第1項」は「第12条第1項」と、「有害興行」は「有害図書等」とし、1の部分の告示文は次のとおりとする。

1 指定した図書等の種類、題名等

種類	図書等の名称	号 別	発行所名

第2節 こども家庭課

第3節 子育て支援課

第4節 女性力・ダイバーシティ推進課

定型農水10中「第6条第2項又は同規則第19条第3項において準用する同規則第6条第2項」を「第8条」に、「第6条第3項又は同規則第19条第3項において準用する同規則第6条第3項」を「第11条」に、「第6条第2項（同規則第19条第3項において準用する場合を含む。）」を「第8条」に改める。

定型農港1から定型農港3までの規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

定型農港4及び定型農港5中「漁港漁場整備法施行令第28条第1項第2号の規定に基づく漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令第29条第1項第2号の規定に基づく漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「漁港漁場整備法施行令第28条第2項の規定に基づく漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令第29条第2項の規定に基づく漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「漁港漁場整備法施行令（昭和25年政令第239号）第28条第1項第2号及び漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令（昭和25年政令第239号）第29条第1項第2号及び漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第8章第2節の節名中「アジア経済戦略課」を「グローバルマーケット戦略課」に改める。

第8章第3節を削る。

第8章中第4節を第3節とし、第5節から第9節までを1節ずつ繰り上げる。

第10章第7節中定型土海13を定型土海14とし、定型土海9から定型土海12までを1定型ずつ繰り下げ、定型土海8の次に次の1定型を加える。

**定型土海9** 特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了

**行為の根拠** 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第18条第2項

**公告の根拠** 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第18条第3項

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第2項の規定により、令和\_\_年\_\_月\_\_日許可番号\_\_\_\_号で許可した次の特定開発行為に係る対策工事等が完了したので、検査済証を交付した。

令和\_\_年\_\_月\_\_日

沖縄県知事 氏 \_\_ \_\_ \_\_ 名

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
- 2 特定開発行為の許可を受けた者の住所（所在地）及び氏名（名称）

**附 則**

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

**病院事業局事項**

**沖縄県病院事業局管理規程第8号**

沖縄県病院事業局の組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和6年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

**沖縄県病院事業局の組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程**

（沖縄県病院事業局組織規程の一部改正）

**第1条** 沖縄県病院事業局組織規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

「第3章 出先機関

第1節 内部組織及び診療所（第9条）

第2節 所掌事務（第10条）

目次中 第4章 職制 を

第1節 本庁機関の職制（第11条・第12条）

第2節 出先機関の職制（第13条）

第5章 雑則（第14条） 」

「第3章 出先機関

第1節 内部組織及び診療所（第9条）

第2節 病院総務事務センター（第10条）

第3節 所掌事務（第11条・第12条）

第4章 職制 に改める。

第1節 本庁機関の職制（第13条・第14条）

第2節 出先機関の職制（第15条）

第5章 雑則（第16条） 」

第4条中「又はセンター」を削り、同条の表中「病院事業総務課」を「総務企画課」に、「人事班 給与班 病院総務事務センター」を「医療企画班 人材育成班」に、「病院事業経営課」を「経営課」に、「病院事業企画課」を「管理課」に、「医療企画班 人材確保・育成班 業務支援班」を「人事班 病院管理班 給与班」に改める。

第5条を次のように改める。

（総務企画課の所掌事務）

第5条 総務企画課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 管理規程等の制定及び公表並びに例規類の編さん発行に関する事。
- (2) 文書の收受、審査、発送及び保存管理に関する事。
- (3) 公印に関する事（県立病院及び病院総務事務センターに属するものを除く。）。
- (4) 議会に関する事。
- (5) 職員の福利厚生及び労働安全衛生に関する事。
- (6) 訴訟に関する事。
- (7) 防災及び危機管理に関する事。
- (8) 総務企画課、経営課及び管理課の庶務的事務に関する事。
- (9) 病院総務事務センターに関する事。
- (10) 病院事業の総合的企画、調整及び重要事業の進行管理に関する事。
- (11) 医療機能の在り方に関する事。
- (12) 医療の質及び医療サービスの向上に関する事。
- (13) 医療安全管理に関する事。
- (14) 広報及び公聴に関する事。
- (15) 人材確保、育成、研修、キャリア形成支援等に関する事（管理課が所掌する事務を除く。）。
- (16) 人事評価制度に関する事。
- (17) その他病院事業に関する事（経営課及び管理課が所掌する事務を除く。）。

第6条の見出し中「病院事業経営課」を「経営課」に改める。

第7条を次のように改める。

（管理課の所掌事務）

第7条 管理課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 職員の任免、分限、懲戒、服務、その他人事に関する事。
- (2) 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する事。
- (3) 職員の旅費に関する事。
- (4) 労働協約その他労働関係に関する事。
- (5) 働き方改革の推進に関する事。
- (6) 人材確保に関する事。
- (7) 医師及び看護師の人事に係る調整に関する事。
- (8) 臨床研修及び専門医研修に関する事。
- (9) 組織、職員定数及び職務権限に関する事。
- (10) その他病院事業の人事、組織、職員定数、職務権限及び給与に関する事。

第9条の見出しを「（県立病院の内部組織及び診療所）」に改め、同条第1項の表沖縄県立中部病院の項中「総合診療科」を「総合診療科 集中治療科」に改め、同表沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの項中

「医事係」を「医事係  
診療情報管理  
係」に、「総合診療科」を「総合診療科 小児集中治療科」に改め

る。

第5章中第14条を第16条とする。

第13条第1項の表中

係	長	県立病院	係の事務を処理する。	を
」				
係	長	県立病院	係の事務を処理する。	
所	長	病院総務事務センター	病院総務事務センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	に改

副 所 長	病院総務事務センター	病院総務事務センターの事務を処理するとともに、所長を補佐する。
-------	------------	---------------------------------

め、同条第2項の表主任の項中「事務」を「病院の事務」に、同表主事の項中「一般的」を「病院の一般的」に改め、同表中

看 護 補 助 員	県 立 病 院	補助的看護業務に従事する。
-----------	---------	---------------

を

看 護 補 助 員	県 立 病 院	補助的看護業務に従事する。
主 査	病院総務事務センター	病院総務事務センターの特定事務を分掌する。
主 任	病院総務事務センター	病院総務事務センターの事務に関する一般的業務を分掌する。
主 事	病院総務事務センター	病院総務事務センターの一般的な事項を処理する。

に改

め、同条を第15条とする。

第4章第1節中第12条を第14条とする。

第11条の表病院事業統括監の項中「病院事業総務課、病院事業経営課及び病院事業企画課」を「総務企画課、経営課及び管理課」に、

課 長	課	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
-----	---	-----------------------

を

課 長	課	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
病 院 管 理 監	管理課	組織、職員定数及び職務権限に関する事務並びに、病院管理班を総括する。

に、

病院事業企画課	を	管 理 課	に改め、同条を第13条とする。
病院事業企画課		管 理 課	

第10条第1項の表中

総合診療科	1 患者の総合内科の診療に関すること。 2 患者の初期診療に関すること。 3 患者の家庭医療に関すること。
-------	---

を

総合診療科	1 患者の総合内科の診療に関すること。 2 患者の初期診療に関すること。 3 患者の家庭医療に関すること。
集中治療科	患者の集中治療科の診療に関すること。
小児集中治療科	患者の小児集中治療科の診療に関すること。

に改

め、同条を第11条とする。

第3章中第2節を第3節とし、同章第1節の次に次の1節を加える。

**第2節 病院総務事務センター**

**第10条** 出先機関に、病院総務事務センターを置く。

第11条の次に次の1条を加える。

(病院総務事務センターの所掌事務)

**第12条** 病院総務事務センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総務事務の効率化及び集中化に関すること。
- (2) 給与支給事務に関すること。
- (3) 職員の手当認定に関すること。
- (4) 地方職員共済組合事務手続に関すること。
- (5) 病院総務事務センターの庶務に関すること。

附則第2項中「第9条」を「第11条」に改める。

(沖縄県病院事業局事務決裁規程の一部改正)

**第2条** 沖縄県病院事業局事務決裁規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「院長」を「院長若しくは所長」に改め、同条第2号中「院長」を「院長又は所長」に改め、同条第3号中「院長」を「院長及び所長」に改め、同条第4号中「若しくは院長」を「、院長、所長」に改め、同条第5号中「病院の課長又は病院の室長」を「病院の課長、病院の室長、所長又は副所長」に改め、同条第7号中「院長」を「院長、所長」に改め、同条第8号中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第9号中「第11条第1項」を「第13条第1項」に、「病院事業総務課、病院事業経営課及び病院事業企画課」を「総務企画課、経営課及び管理課」に改め、同条第10号中「第11条第2項」を「第13条第2項」に改め、同条第11号及び第12号中「第11条第1項」を「第13条第1項」に、「病院事業企画課」を「管理課」に改め、同条第13号及び第14号中「第11条第2項」を「第13条第2項」に改め、同条第15号から第20号までの規定中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条に次の2号を加える。

(21) 所長 組織規程第15条第1項に規定する病院総務事務センターの所長をいう。

(22) 副所長 組織規程第15条第1項に規定する病院総務事務センターの副所長をいう。

第3条中「院長」を「院長、所長」に改める。

第6条第2項第20号を削り、同項第21号を同項第20号とし、同条第3項中「病院事業総務課」を「総務企画課」に改め、同条第4項中「病院事業経営課」を「経営課」に改め、同条に次の1項を加える。

5 第2項に規定する事項のほか、管理課の課長が専決できる事項は、別表第5に掲げるとおりとする。

第7条第2項を削る。

第8条中「別表第6」を「別表第7」に改める。

第9条中「別表第7」を「別表第8」に改める。

第10条中「別表第8」を「別表第9」に改める。

第24条中「及び院長」を「、院長及び所長」に改め、同条を第27条とし、第23条を第26条とし、第22条を第25条とする。

第21条中「第18条」を「第21条」に、「第19条」を「第22条」に改め、同条を第24条とし、第20条を第23条とする。

第19条中「若しくは院長」を「、院長若しくは所長」に、「及び院長」を「、院長及び所長」に改め、同条を第22条とし、第18条を第21条とする。

第17条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

(病院総務事務センターにおける代理決裁)

**第20条** 所長の権限に属する事項及び所長が専決できる事項のうち、所長が不在の場合における緊急を要する事項及び所長があらかじめ指定した事項については、副所長の職にあるものが代理決裁をすることができる。

第16条を第18条とし、第12条から第15条までを2条ずつ繰り下げる。

第11条の見出しを「（院長及び所長の権限に属する事務の専決）」に改め、同条第1項中「院長」を「院長及び所長」に改め、同項第1号中「及び病院の課長」を「、病院の課長及び副所長」に改め、同項第2号中「院長」を「院長及び所長」に改め、同条を第13条とする。

第10条の次に次の2条を加える。

(所長への委任)

**第11条** 局長は、所長に別表第10に掲げる事務を委任する。

(所長専決事項)

**第12条** 所長が専決することができる事項は、別表第11に掲げるとおりとする。

別表第2の6の項中「及び院長」を「、院長及び所長」に、「(院長)」を「(院長及び所長)」に改め、同表に次のように加える。

16 所掌する課が明らかでない事務について、その所掌する課を決定すること。

別表第3中「病院事業総務課」を「総務企画課」に改め、同表の1の項中「嘱託員及び非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同表中3の項及び4の項を削る。

別表第4中「病院事業経営課」を「経営課」に改める。

別表第8の8の項中「嘱託員及び非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同表を別表第9とする。

別表第7の11の項中(4)を削り、(5)を(4)とし、(6)を(5)とし、(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、(9)を(8)とし、(10)を(9)とし、(11)を(10)とし、同項を同表の12の項とし、同表中10の項を11の項とし、3の項から9の項まで1項ずつ繰り下げ、2の項の次に次の1項を加える。

3 沖縄県立北部病院及び沖縄県立宮古病院に勤務している職員以外の職員の地方職員共済組合に係る組合員資格取得等届、被扶養者認定等申告及び給付金請求の受理及び進達に関する事。

別表7に次の1項を加える。

13 固定資産管理規程の規定に基づき、固定資産の管理に関する事務を行うこと。

別表第7を別表第8とする。

別表第6を別表第7とし、別表第5を別表第6とし、別表第4の次に次の1表を加える。

**別表第5** (第6条関係)

管理課の課長の専決事項

- 1 病院事業局職員（各県立病院及び病院総務事務センターの職員を含む。以下この表において同じ。）の昇格、昇給等の発令に関する事。
- 2 病院事業局職員の退職手当の裁定に関する事。

別表に次の2表を加える。

**別表第10** (第11条関係)

所長への委任事項

- 1 所属の職員（以下この表において「職員」という。）の事務分担を定める事。
- 2 本庁機関、沖縄県立北部病院及び沖縄県立宮古病院の職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の支給について認定をする事。
- 3 本庁機関、沖縄県立北部病院及び沖縄県立宮古病院の職員の地方職員共済組合に係る組合員資格取得等届、被扶養者認定等申告及び給付金請求の受理及び進達に関する事。
- 4 職員に旅行（所長の旅行については、3日以内のものに限る。）を命令し、その復命を受理すること。
- 5 職員に時間外勤務、夜間勤務、休日勤務並びに宿直勤務及び日直勤務を命令すること。
- 6 職員の休暇、欠勤その他の服務に関する事。
- 7 職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振り変更及び代休日の指定に関する事。
- 8 職員の職務に専念する義務を免除すること。
- 9 地方自治法の規定に基づき、工事の請負契約者、物品の納入者又は業務の委託を受けた者に対してその状況を調査し、又は報告を徴すること。
- 10 財務規程の規定に基づき、次に掲げる事務を行う事。
  - (1) 令達を受けた予算の範囲内で予算を執行すること。
  - (2) 物品の出納命令に関する事。
  - (3) 物品の管理（保管を除く。）及び処分に関する事。
  - (4) 預り金及び有価証券の出納命令に関する事。
  - (5) 財務規程第5条第1項の現金取扱員及び第73条第1項の物品取扱員の任免に関する事。
  - (6) 1件又は1品の購入予定価格が100万円未満の固定資産の購入を承認すること。
  - (7) 帳簿価格が20万円未満の固定資産の交換を承認すること。
  - (8) 見積価格が20万円未満の固定資産の無償譲受けを承認すること。

- (9) 予算内の支出をするため一時の借入れ及び借換えをすること。  
 11 固定資産管理規程の規定に基づき、固定資産の管理に関する事務を行うこと。

**別表第11 (第12条関係)**

所長専決事項

- 1 病院総務事務センターの分掌事務を定め、又は臨時若しくは緊急の事務の処理について分掌にかかわらず適宜の措置をとること。
- 2 所属の職員（以下この表において「職員」という。）の勤務時間の割振りを変更すること。
- 3 諸法令に基づく届出等に関すること。
- 4 内部規程の制定及び改廃に関すること。
- 5 職員の研修又は福利厚生に関すること。
- 6 本庁機関、沖縄県立北部病院及び沖縄県立宮古病院の職員の児童手当の支給について認定をすること。
- 7 職員に係る諸証明を行うこと。
- 8 所属の会計年度任用職員を任用すること。
- 9 地公法第38条第1項の規定に基づき、所属の職員（所長を除く。）の営利企業等への従事を許可すること。
- 10 所属の職員（所長を除く。）の団体役員等への就任に関すること。
- 11 沖縄県情報公開条例の規定に基づき、公文書の開示等に関する事務を行うこと。
- 12 個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、個人情報の保護に関する事務を行うこと。
- 13 公印規程第13条第2項の規定に基づき、公印の印影の印刷を承認すること。
- 14 講習会、展示会等を開催すること。
- 15 届出、報告等を徴し、又は受理すること。
- 16 講師、調査員、参考人、証人等に旅行を依頼すること。
- 17 軽易な広報に関すること。

（沖縄県病院事業局文書管理規程の一部改正）

**第3条** 沖縄県病院事業局文書管理規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第3条第3項中「病院事業総務課長」を「総務企画課長」に改める。

第7条の見出しを「（総務企画課長の職務）」に改め、同条第1項中「病院事業総務課長」を「総務企画課長」に、「病院事業総務課、病院事業経営課、病院事業企画課及び」を「総務企画課、経営課、管理課、」に改め、「以下「県立病院」という。）」の次に「及び病院総務事務センター」を加え、同条第2項中「病院事業総務課長は、病院事業総務課、病院事業経営課、病院事業企画課及び県立病院（以下「病院事業総務課等」という。）」を「総務企画課長は、総務企画課、経営課、管理課、県立病院及び病院総務事務センター（以下「総務企画課等」という。）」に改める。

第8条の見出しを「（総務企画課長等の職務）」に改め、同条中「病院事業総務課長、病院事業経営課長、病院事業企画課長及び県立病院長（以下「病院事業総務課長等」という。）」を「総務企画課長、経営課長、管理課長、県立病院長及び病院総務事務センター所長（以下「総務企画課長等」という。）」に、「及び県立病院」を「、県立病院及び病院総務事務センター」に改める。

第9条第1項中「病院事業総務課」を「総務企画課」に、同条第2項第2号中「病院事業総務課等」を「総務企画課等」に改める。

第10条第1項中「病院事業総務課等」を「総務企画課等」に、「病院事業総務課、病院事業経営課及び病院事業企画課」を「総務企画課、経営課及び管理課」に、「各県立病院」を「各県立病院及び病院総務事務センター」に改め、同条第2項中「病院事業総務課、病院事業経営課、病院事業企画課又は県立病院」を「総務企画課、経営課、管理課、県立病院又は病院総務事務センター」に改める。

第12条第2号中「病院事業総務課、病院事業経営課、病院事業企画課又は県立病院」を「総務企画課、経営課、管理課、県立病院又は病院総務事務センター」に改め、同条第3号中「病院事業総務課又は県立病院」を「総務企画課、県立病院又は病院総務事務センター」に改め、同条第4号中「病院事業総務課

等」を「総務企画課等」に改める。

第13条第1項中「病院事業総務課長名、病院事業経営課長名、病院事業企画課長名及び院長名」を「総務企画課長名、経営課長名、管理課長名、院長名及び所長名」に改める。

第14条第1項中「病院事業経営課、病院事業企画課又は県立病院」を「経営課、管理課、県立病院又は病院総務事務センター」に、「病院事業総務課」を「総務企画課」に改め、同条第2項中「当該県立病院において」の次に「、病院総務事務センターに到達した文書は、病院総務事務センターにおいて」を加え、同条第4項中「病院事業総務課等」を「総務企画課等」に改める。

第15条第1号から4号までの規定中「病院事業総務課」を「総務企画課」に、「病院事業総務課等」を「総務企画課等」に改め、同条第5号中「病院事業総務課等」を「総務企画課等」に、「病院事業総務課長」を「総務企画課長」に改める。

第16条中「病院事業総務課等」を「総務企画課等」に改める。

第17条中「病院事業総務課長」を「総務企画課長」に、「病院事業総務課等」を「総務企画課等」に改める。

第18条中「病院事業総務課等」を「総務企画課等」に改める。

第20条第2項中「病院事業総務課長」を「総務企画課長」に、「病院事業総務課等」を「総務企画課等」に、「病院事業総務課長等」を「総務企画課長等」に改める。

第23条中「病院事業総務課長等」を「総務企画課長等」に改める。

第25条から第27条までの規定中「病院事業総務課長等」を「総務企画課長等」に改める。

第28条中「病院事業総務課長」を「総務企画課長」に改める。

第30条第2項中「又は第9号様式」を「、第9号様式又は第10号様式」に改め、同条第3項中「第10号様式又は第11号様式」を「第11号様式又は第12号様式」に改め、同条第4項中「病院事業総務課等」を「総務企画課等」に改める。

第31条中「院長専決」を「院長専決」、「所長決裁」、「所長専決」に改める。

第39条、第41条、第42条第2項及び第44条第12項中「病院事業総務課等」を「総務企画課等」に改める。

第46条及び第47条中「病院事業総務課長等」を「総務企画課長等」に改める。

第49条中「病院事業総務課長」を「総務企画課長」に改める。

別表中

課、病院及び診療所	文書記号
病院事業総務課	病総
病院事業経営課	病経
病院事業企画課	病企

を

課、病院、診療所及び病院総務事務センター	文書記号
総務企画課	病総
経営課	病経
管理課	病管

に、

八重山病院附属波照間診療所	八波
---------------	----

を

八重山病院附属波照間診療所	八波
病院総務事務センター	病総セ

に改める。

第12号様式を第11号様式とし、第11号様式を第10号様式とし、第9号様式の次に次の1様式を加える。  
第10号様式（第30条、第31条、第34条、第42条関係）（起案用紙丙）

特別取扱		極 秘 ・ 秘		沖 縄 県		決裁区分					
収 受		・ ・		決 裁 印		第 種第 号 年保存					
起 案		・ ・				発 送		年 月 日			
施行期日		・ ・				浄 書		校 合		公 印	
処理期限		・ ・									
施行区分		例 規	公 報 登 載			特 殊 発 送	公 印 省 略	病院総務事務センター 起案者 (電話 番)			
職名	順序	印	職名	順序	印	職名	順序	印	職名	順序	印
									所 長		
									副 所 長		
									主 査		
									担 当		

(沖縄県病院事業局文書編集保存規程の一部改正)

**第4条** 沖縄県病院事業局文書編集保存規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「病院事業総務課、病院事業経営課及び病院事業企画課並びに各県立病院」を「総務企画課、経営課及び管理課並びに各県立病院及び病院総務事務センター」に改める。

第7条第1項中「病院事業総務課長、病院事業経営課長及び病院事業企画課長並びに各県立病院長」を「総務企画課長、経営課長及び管理課長並びに各県立病院長及び病院総務事務センター所長」に、「病院事業総務課長」を「総務企画課長」に改め、同条第2項中「病院事業総務課長」を「総務企画課長」に改める。

第12条第3項及び第16条中「病院事業総務課長」を「総務企画課長」に改める。

別表第1第1項第4号中「病院事業経営課」を「経営課」に改め、同項第6号及び第12号並びに同表第2項第12号及び第3項第5号中「病院事業総務課」を「総務企画課」に改める。

（沖縄県病院事業局電磁的記録管理規程の一部改正）

**第5条** 沖縄県病院事業局電磁的記録管理規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「病院事業総務課、病院事業経営課及び病院事業企画課並びに各県立病院」を「総務企画課、経営課及び管理課並びに各県立病院及び病院総務事務センター」に改める。

第3条第3号及び第7条中「病院事業総務課長」を「総務企画課長」に改める。

第1号様式中「県立病院名」を「出先機関名」に改める。

（沖縄県病院事業局公印規程の一部改正）

**第6条** 沖縄県病院事業局公印規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「病院事業総務課長」を「総務企画課長」に改める。

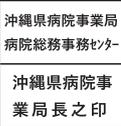
第5条第1項中「病院事業総務課長、病院事業経営課長及び病院事業企画課長並びに各県立病院長」を「総務企画課長、経営課長及び管理課長並びに各県立病院長及び病院総務事務センター所長」に改め、同条第2項中「各県立病院長」を「各県立病院長及び病院総務事務センター所長」に改める。

第6条及び第7条中「病院事業総務課長」を「総務企画課長」に改める。

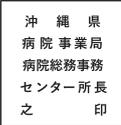
第11条第2項中「病院事業総務課、病院事業経営課及び病院事業企画課」を「総務企画課、経営課及び管理課」に、「庶務の係長」を「庶務の係長、病院総務事務センターにおいては、副所長」に改める。

第13条から第15条までの規定中「病院事業総務課長」を「総務企画課長」に改める。

別表中「病院事業総務課長」を「総務企画課長」に改め、同表県立病院専用病院事業局長の印の項の次に次のように加える。

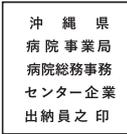
病院総務事務センター専用病院事業局長の印	方 27	てん書		所長
----------------------	------	-----	---	----

別表県立病院長の印の項の次に次のように加える。

病院総務事務センターの印	方 24	かい書		所長
病院総務事務センター所長の印	方 24	かい書		所長

別表に次のように加える。

--	--	--	--	--

病院総務事務センター企業出納員の印（文書用）	方 24	かい書		出納員
病院総務事務センター企業出納員の印（普通預金・小切手振出用）	直径 16	かい書		出納員

第1号様式、第2号様式及び第6号様式中「病院事業総務課長」を「総務企画課長」に改める。  
 （沖縄県病院事業局職員服務規程の一部改正）

**第7条** 沖縄県病院事業局職員服務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第11条」を「第13条」に改め、同条第3号中「第13条」を「第15条」に改め、同条第5号中「病院事業総務課長」を「管理課長」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「及び院長」を「、院長及び所長」に、「又は院長」を「、院長又は所長」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 所長 組織規程第15条に規程する所長をいう。

第4条の2第1項、第5項、第6項及び第8項中「病院事業総務課長」を「管理課長」に改め、同条第9項中「病院事業総務課長」を「管理課長」に改める。

第5条及び11条の2中「病院事業総務課長」を「管理課長」に改める。

第20条第1項中「又は院長」を「、院長又は所長」に改める。

第21条中「院長」を「院長及び所長」に改める。

第48条中「病院事業総務課長」を「管理課長」に改める。

第1号様式中「病院事業総務課長」を「管理課長」に改める。

第4号様式中「病院事業総務課長」を「管理課長」に改め、「（課長）の次に「、副所長」を加える。

第9号様式中「（課長）の次に「、副所長」を加える。

第11号様式及び第13号様式中「病院事業総務課長」を「管理課長」に改め、「（課長）の次に「、副所長」を加える。

第15号様式中「（院長）の次に「、所長」を加え、「病院事業総務課長」を「管理課長」に改め、「（課長）の次に「、副所長」を加える。

第36号様式中「病院事業総務課長」を「管理課長」に、

「

区 分	院 長	副院長	医療部長	看護部長	事務部長	総務課長	
承認する							
承認しない							

を

「

区 分	院 長	副院長	医療部長	看護部長	事務部長	総務課長	
承認する							
承認しない							
区 分	所 長	副所長					
承認する							
承認しない							

に改める。

」

（沖縄県病院事業局職員研修規程の一部改正）

**第8条** 沖縄県病院事業局職員研修規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第13号）の一部を次のように

改正する。

第6条第1項中「病院事業総務課長、病院事業経営課長及び病院事業企画課長並びに各県立病院長」を「総務企画課長、経営課長及び管理課長並びに各県立病院長及び病院総務事務センター所長」に改める。

第11条第1項中「病院事業総務課、病院事業経営課及び病院事業企画課並びに各県立病院」を「総務企画課、経営課及び管理課並びに各県立病院及び病院総務事務センター」に改める。

第15条、第17条及び第18条中「病院事業総務課長」を「総務企画課長」に改める。

(沖縄県病院事業局職員安全衛生管理規程の一部改正)

第9条 沖縄県病院事業局職員安全衛生管理規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第3項」を「第3章第1節」に改め、同条第3号中「院長を」を「院長を、病院総務事務センターにあつては所長を」に改め、同条第4号中「病院事業総務課長」を「総務企画課長」に、「院長を」を「院長を、病院総務事務センターにあつては所長を」に改め、同条第5号中「本庁及び病院」を「本庁、病院及び病院総務事務センター」に改める。

第7条中「病院事業総務課長」を「総務企画課長」に改める。

第10条第1項及び第2項中「又は病院」を「、病院又は病院総務事務センター」に改める。

第24条、第42条及び第45条中「病院事業総務課」を「総務企画課」に改める。

(沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部改正)

第10条 沖縄県病院事業企業職員給与規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

別表第2病院事業医療職給料表(2)備考中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(1) 救急救命士

別表第4の4級の項及び5級の項中「課長」を「課長又は副所長」に改め、同表6級の項及び7級の項中「事務部長」を「事務部長又は所長」に改める。

別表第7の3広域異動職員に適用する病院事業医療職給料表(2)在級期間表中

「

歯	科	技	工	士						
---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

」を

「

歯	科	技	工	士						
救	急	救	命	士						

」に改め、

同表備考中「又は「言語聴覚士」」を「、「言語聴覚士」又は「救急救命士」」に改める。

別表第13本庁の項中 「

室長
医療企画監
看護企画監
副参事

」 を 「

室長
病院管理監督
医療企画監
看護企画監
副参事

」

「

--	--	--

」に、「

看護部長	65,000円
------	---------

」

を「

	看護部長	65,000円
病院総務事務センター	所長	66,400円

」に改める。

「

室長
----

」 「

室長
----

」

別表第17本庁の項中

医療企画監  
看護企画監  
副参事

を

病院管理監  
医療企画監  
看護企画監  
副参事

に改め、同表

に次のように加える。

病院総務事務センター	所長	8,000円	4,000円
------------	----	--------	--------

別表第22の3地域移動職員に適用する病院事業医療職給料表(2)在級期間表中

「

歯科技工士		
-------	--	--

を

「

歯科技工士		
救急救命士		

に改め、同表備考の2中「又は「言

語聴覚士」」を「、「言語聴覚士」又は「救急救命士」」に改める。

(沖縄県病院事業局財務規程の一部改正)

**第11条** 沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「管理規程第5号」の次に「。以下「組織規程」という。」を加え、「病院事業総務課、病院事業経営課及び病院事業企画課」を「総務企画課、経営課及び管理課」に改め、同条第4号中「（以下「院長」という。）」の次に「、病院総務事務センターにあっては病院総務事務センターの長（以下「所長」という。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 病院総務事務センター 組織規程第10条に規定する病院総務事務センターをいう。

第3条の見出しを「（院長及び所長への事務委任）」に改め、同条第1項中「院長に」の次に「、病院総務事務センターに係る事項は所長に」を加え、同条第3項中「院長」を「院長及び所長」に改め、同条第4項中「副院長が、」の次に「所長が欠けた場合は、副所長が」を加える。

第4条中「病院事業総務課長、病院事業経営課長、病院事業企画課長」を「総務企画課長、経営課長、管理課長」に改める。

第5条第1項中「及び病院」を「、病院及び病院総務事務センター」に、「病院及び診療所」を「本庁、病院、診療所及び病院総務事務センター」に改め、同条第2項中「病院事業経営課長」を「経営課長」に改め、「事務部長の職にある者を」の次に「、病院総務事務センターにあっては副所長の職にある者を」を加え、同条第3項中「病院事業経営課長」を「経営課長」に改め、「経営課長の職にある者」を「の次に「、病院総務事務センターにあっては副所長が指名する者を」を加える。

第20条中「及び病院」を「、病院及び病院総務事務センター」に改める。

第25条第1項中「と病院」を「、病院及び病院総務事務センター」に改め、同条第2項中「病院間の」を「病院間及び病院と病院総務事務センターの間の」に改める。

第41条第3項中「院長」を「院長及び所長」に改める。

第68条中「及び院長」を「、院長及び所長」に改める。

第70条中「病院」を「病院又は病院総務事務センター」に改める。

第73条中「病院及び診療所」を「病院、診療所及び病院総務事務センター」に改める。

第96条中「院長は」を「院長においては」に改め、「7,000万円以上」の次に「、所長においては、100万円以上」を加える。

第97条及び第98条中「院長」を「院長及び所長」に改める。

第115条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 病院総務事務センター

第125条中「病院事業経営課」を「経営課」に改める。

附則第3項中「病院事業経営課」を「経営課」に改める。

院	院	病院総務事務センター
---	---	------------

別表第1中	を	を	を	に改める。																																																																																													
	「	「	「	」																																																																																													
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">普通預金用小切 手振出用</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"> </td></tr> <tr><td style="text-align: center;">かい書</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">円形</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">直径16</td></tr> </table>	普通預金用小切 手振出用		かい書	円形	直径16	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">普通預金用小切 手振出用</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"> </td></tr> <tr><td style="text-align: center;">かい書</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">円形</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">直径16</td></tr> </table>	普通預金用小切 手振出用		かい書	円形	直径16	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">文書用</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"> </td></tr> <tr><td style="text-align: center;">かい書</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">正方形</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">方24</td></tr> </table>	文書用		かい書	正方形	方24	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">普通預金用小切 手振出用</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"> </td></tr> <tr><td style="text-align: center;">かい書</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">円形</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">直径16</td></tr> </table>	普通預金用小切 手振出用		かい書	円形	直径16																																																																									
普通預金用小切 手振出用																																																																																																	
																																																																																																	
かい書																																																																																																	
円形																																																																																																	
直径16																																																																																																	
普通預金用小切 手振出用																																																																																																	
																																																																																																	
かい書																																																																																																	
円形																																																																																																	
直径16																																																																																																	
文書用																																																																																																	
																																																																																																	
かい書																																																																																																	
正方形																																																																																																	
方24																																																																																																	
普通預金用小切 手振出用																																																																																																	
																																																																																																	
かい書																																																																																																	
円形																																																																																																	
直径16																																																																																																	
別表第2中	を	を	を	に改める。																																																																																													
	「	「	「	」																																																																																													
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="2">任者</th></tr> <tr><th colspan="2">病院</th></tr> <tr><th>所属長</th><th>企業出納員</th></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">○</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">○</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">○</td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">○</td></tr> </table>	任者		病院		所属長	企業出納員		○		○		○		○	○		○						○			○		○		○	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th colspan="4">任者</th></tr> <tr><th colspan="2">病院</th><th colspan="2">病院総務事務センター</th></tr> <tr><th>所属長</th><th>企業出納員</th><th>所属長</th><th>企業出納員</th></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: center;">○</td><td></td><td style="text-align: center;">○</td></tr> </table>	任者				病院		病院総務事務センター		所属長	企業出納員	所属長	企業出納員		○		○		○		○		○		○		○		○		○		○	○		○		○		○										○		○			○		○		○		○		○		○	
任者																																																																																																	
病院																																																																																																	
所属長	企業出納員																																																																																																
	○																																																																																																
	○																																																																																																
	○																																																																																																
	○																																																																																																
○																																																																																																	
○																																																																																																	
○																																																																																																	
	○																																																																																																
	○																																																																																																
	○																																																																																																
任者																																																																																																	
病院		病院総務事務センター																																																																																															
所属長	企業出納員	所属長	企業出納員																																																																																														
	○		○																																																																																														
	○		○																																																																																														
	○		○																																																																																														
	○		○																																																																																														
	○		○																																																																																														
○		○																																																																																															
○		○																																																																																															
○		○																																																																																															
	○		○																																																																																														
	○		○																																																																																														
	○		○																																																																																														

(沖縄県病院事業局標準的な職を定める規程の一部改正)

**第12条** 沖縄県病院事業局標準的な職を定める規程（平成28年沖縄県病院事業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「第12条に」を「第14条に」に、「第11条第1項」を「第13条第1項」に、「課長、」を「課長、病院管理監、」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「事務部長」を「事務部長及び所長」に、「第11条第2項」を「第13条第2項」に、「課長及び」を「課長及び副所長並びに」に、「第13条第2項」を「第15条第2項」に改め、同表2の項中「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「第13条第2項」を「第15条第2項」に改め、同表3の項中「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「第13条第2項」を「第15条第2項」に改め、同表4の項中「第13条第2項」を「第15条第2項」に改める。

別表第2中「第13条第2項」を「第15条第2項」に改める。

別表第3中「第11条第2項」を「第13条第2項」に、「第13条第2項」を「第15条第2項」に改める。

別表第4中「第13条第2項」を「第15条第2項」に改める。

(沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程の一部改正)

**第13条** 沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程（平成31年沖縄県病院事業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第13条」を「第15条」に改める。

**附 則**

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

---

**沖縄県病院事業局告示第1号**

平成18年沖縄県病院事業局告示第1号（沖縄県病院事業出納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

表中「病院事業総務課、病院事業経営課又は病院事業企画課」を「総務企画課、経営課、管理課又は病院総務事務センター」に改める。

**沖縄県病院事業局訓令第8号**

沖縄県病院事業局の組織改編に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和6年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 本 竹 秀 光

**沖縄県病院事業局の組織改編に伴う関係訓令の整備に関する訓令**

(沖縄県立病院自家用電気工作物保安規程の一部改正)

**第1条** 沖縄県立病院自家用電気工作物保安規程(平成18年沖縄県病院事業局訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1(1)中「病院事業総務課長」を「総務企画課長」に、「病院事業経営課長」を「経営課長」に、「病院事業企画課長」を「管理課長」に改める。

(沖縄県病院事業局職員分限・懲戒審査委員会規程の一部改正)

**第2条** 沖縄県病院事業局職員分限・懲戒審査委員会規程(平成18年沖縄県病院事業局訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号及び第4項中「病院事業総務課長」を「管理課長」に改める。

第8条中「病院事業総務課」を「管理課」に改める。

(沖縄県病院事業局職員倫理規程の一部改正)

**第3条** 沖縄県病院事業局職員倫理規程(平成18年沖縄県病院事業局訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「病院事業総務課長、病院事業経営課長、病院事業企画課長又は各県立病院長」を「総務企画課長、経営課長、管理課長、各県立病院長又は病院総務事務センター所長」に改める。

(沖縄県病院事業局職員セクシュアル・ハラスメント防止規程の一部改正)

**第4条** 沖縄県病院事業局職員セクシュアル・ハラスメント防止規程(平成18年沖縄県病院事業局訓令第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「病院事業総務課長、病院事業経営課長、病院事業企画課長及び各県立病院長」を「総務企画課長、経営課長、管理課長、各県立病院長及び病院総務事務センター所長」に改める。

第7条第1項中「病院事業総務課」を「管理課」に改め、同条第2項中「病院事業総務課長」を「管理課長」に改める。

(沖縄県病院事業局職員名札はい用規程の一部改正)

**第5条** 沖縄県病院事業局職員名札はい用規程(平成20年沖縄県病院事業局訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「病院事業総務課長、病院事業経営課長、病院事業企画課長及び各県立病院長」を「総務企画課長、経営課長、管理課長、各県立病院長及び病院総務事務センター所長」に改める。

第7条中「病院事業総務課長」を「管理課長」に改める。

(沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程の一部改正)

**第6条** 沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程(平成28年病院事業局訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第5条中「病院事業総務課長」を「総務企画課長」に改める。

第8条第3項第1号中「第11条」を「第13条」に、「第13条」を「第15条」に改める。

第19条第1項中「第12条」を「第14条」に、「第11条」を「第13条」に、「組織規程第13条」を「組織規程第15条」に改め、同条第2項中「組織規程第13条」を「組織規程第15条」に改める。

別表第1中

	事務部長(課長級相当職)	院長	—	院長
--	--------------	----	---	----

	課長	事務部長	—	事務部長	を
	主幹（班長級相当職）	課長	事務部長		
	主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	課長又は主幹			

	事務部長（課長級相当職）	院長	—	院長	に
	所長（課長級相当職）	総務企画課長	病院事業統括監	病院事業統括監	
	副所長	所長	—	所長	
	課長	事務部長	—	事務部長又は所長	
	主幹（班長級相当職）	課長又は副所長	事務部長又は所長		
	主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	課長、主幹又は副所長			

改め、同表の注2中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改める。

別表第3第1項の表中

本庁機関	病院事業総務課、病院事業経営課及び病院事業企画課	病院事業総務課長	病院事業総務課人事班長	を
病院総務事務センター	病院総務事務センター	総務企画課長	総務企画課人材育成班	に改め、別表
本庁機関	総務企画課、経営課及び管理課			

第3第2項の表中

病院事業総務課長、病院事業経営課長、病院事業企画課長及び各事務部長	病院事業総務課	を	総務企画課長、経営課長、管理課長、各事務部長及び病院総務事務センター所長	に、
			総務企画課	

病院事業総務課長	病院事業経営課長、病院事業企画課長及び室長等	病院事業総務課人事班	を
----------	------------------------	------------	---

総務企画課長	経営課長、管理	総務企画課人材育成
--------	---------	-----------

	課長、室長等 及び病院総務事 務センター 所長	班	に改め、同表の注4中「第11条第1項」
--	----------------------------------	---	---------------------

を「第13条第1項」に改める。

(沖縄県病院事業局職員の時間外勤務に関する事務処理要綱の一部改正)

**第7条** 沖縄県病院事業局職員の時間外勤務に関する事務処理要綱（平成29年沖縄県病院事業局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「病院事業総務課、病院事業経営課及び病院事業企画課」を「総務企画課、経営課及び管理課」に、「第11条第1項」を「第13条第1項」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「事務部長をいう。」を「事務部長をいい、病院総務事務センターにあっては、組織規程第15条第1項に規定する所長をいう。」に改め、同条第6号中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同条の次に次の1号を加える。

(7) 所長 組織規程第15条第1項に規定する所長をいう。

第5条第5項中「病院事業総務課長、病院事業経営課長及び病院事業企画課長」を「所長、総務企画課長、経営課長及び管理課長」に、「各県立病院並びに病院事業総務課、病院事業経営課及び病院事業企画課」を「各県立病院及び病院総務事務センター並びに総務企画課、経営課及び管理課」に改める。

(沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部改正)

**第8条** 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「病院事業総務課、病院事業経営課又は病院事業企画課」を「総務企画課、経営課又は管理課」に、

「

県立病院	会計年度任用医療技術補助員	県立病院における助手的医療技術業務を処理する。
------	---------------	-------------------------

」

を

「

県立病院	会計年度任用医療技術補助員	県立病院における助手的医療技術業務を処理する。
病院総務事務センター（組織規程第10条に規定する出先機関をいう。以下同じ。）	会計年度任用事務補助員	病院総務事務センターにおける一般的な業務を処理する。
病院総務事務センター	会計年度任用病院総務事務専門員	病院事業局における給与の支給、手当の認定等に関する補助的又は定型的な事務及び病院総務事務センターの一般的な事務を処理する。

」

に改める。

第4条第1項中「病院事業総務課長及び院長」を「総務企画課長、院長及び病院総務事務センター所長（以下「所長」という。）」に改め、同条第2項中「病院事業総務課長及び院長」を「総務企画課長、院長及び所長」に改める。

第5条中「病院事業総務課長及び院長」を「総務企画課長、院長及び所長」に改める。

第6条第4項中「院長又は病院事業総務課長、病院事業経営課長若しくは病院事業企画課長」を「院長、所長又は総務企画課長、経営課長若しくは管理課長」に改める。  
(新型コロナウイルス感染症対策室設置規程の廃止)

第9条 新型コロナウイルス感染症対策室設置規程(令和4年3月31日病院事業局訓令第4号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

災害対策本部事項

沖縄県災害対策本部長訓令第1号

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月31日

沖縄県災害対策本部長

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県災害対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県災害対策本部運営要綱(昭和49年沖縄県災害対策本部長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「子ども生活福祉部」を「生活福祉部」に改め、同項中第20号を第21号とし、第8号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、同項第7号中「保健医療部又は沖縄県災害医療本部」を「保健医療介護部又は沖縄県災害保健医療福祉調整本部」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) こども未来部

第5条第7項中「沖縄県災害医療本部」を「沖縄県災害保健医療福祉調整本部」に、「保健医療部長」を「保健医療介護部長」に改める。

第6条第2項及び第16条中「沖縄県災害医療本部」を「沖縄県災害保健医療福祉調整本部」に、「保健医療部長」を「保健医療介護部長」に改める。

別表第1中

子ども生活福祉部	子ども生活福祉部長	生活企画統括監	を
保健医療部及び沖縄県災害医療本部	保健医療部長	医療企画統括監 保健衛生統括監	

に改める。

生活福祉部	生活福祉部長	生活福祉統括監
こども未来部	こども未来部長	こども未来統括監
保健医療介護部及び沖縄県災害保健医療福祉調整本部	保健医療介護部長	保健衛生統括監 医療介護統括監

別表第2知事公室部の項中「記者発表」を「報道機関との連絡調整」に、

特命推進班 班長 特命推進課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
--------------------	--------------------

を

特命推進班 班長 特命推進課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
平和・地域外交推進班 班長 平和・地域外交	平和関連施設の災害応急対策及び被害調査に関すること。

推進課長

に改め、同表中

子ども生活福祉部	子ども生活福祉総務班 班長 福祉政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被害状況の総括に関する事。 3 生活福祉資金の貸付けに関する事。 4 災害派遣福祉チームに関する事。 5 ボランティア総合窓口の設置に関する事。
	保護・援護班 班長 保護・援護課長	所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
	高齢者福祉介護班 班長 高齢者福祉介護課長	1 災害時における老人福祉に関する事。 2 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
	青少年・子ども家庭班 班長 青少年・子ども家庭課長	1 災害時における青少年対策に関する事。 2 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
	子ども未来政策班 班長 子ども未来政策課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	子育て支援班 班長 子育て支援課長	所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
	障害福祉班 班長 障害福祉課長	所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
	消費・暮らし安全班 班長 消費・暮らし安全課長	1 災害救助法の適用に関する事。 2 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関する事。 3 被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与に関する事。 4 災害時における消費生活の総合調整に関する事。 5 避難所等の総合対策に関する事。 6 生活再建支援に関する事。 7 災害時における交通安全対策に関する事。
女性力・平和推進班 班長 女性力・平和推進課長	平和関連施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。	

を

生活福祉部	生活福祉総務班 班長 福祉政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被害状況の総括に関する事。 3 生活福祉資金の貸付けに関する事。 4 災害派遣福祉チームに関する事。 5 ボランティア総合窓口の設置に関する事。
	保護・援護班 班長 保護・援護課長	所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
	障害福祉班 班長 障害福祉課長	所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
	生活安全安心班 班長 生活安全安心課長	1 災害救助法の適用に関する事。 2 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関する事。 3 被服、寝具その他生活必需品の給付又は貸与に関する事。 4 災害時における消費生活の総合調整に関する事。 5 避難所等の総合対策に関する事。 6 生活再建支援に関する事。 7 災害時における交通安全対策に関する事。

こども未来部	こども若者政策班 班長 こども若者政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被害状況の総括に関する事。
	こども家庭班 班長 こども家庭課長	1 災害時における青少年対策に関する事。 2 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
	子育て支援班 班長 子育て支援課長	1 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。 2 災害時における母子保健の手續に関する事。
	女性力・ダイバーシティ推進班 班長 女性力・ダイバーシティ推進課長	部内各班又は他部の応援に関する事。

に改め、同表保健医療部の項中「保健医療部」を「保健医療介護部」に、「沖縄県災害医療本部」を「沖縄県災害保健医療福祉調整本部」に、

地域保健班 班長 地域保健課長	1 災害時における保健衛生対策に関する事。 2 災害派遣精神医療チームに関する事。 3 災害時における助産に関する事。
感染症総務班 班長 感染症総務課長	災害時における感染症対策に関する事。
感染症医療確保班 班長 感染症医療確保課長	災害時における感染症対策に関する事。
ワクチン・検査推進班 班長 ワクチン・検査推進課長	災害時における感染症対策に関する事。

を

地域保健班 班長 地域保健課長	1 災害時における保健衛生対策に関する事。 2 災害派遣精神医療チームに関する事。
感染症対策班 班長 感染症対策課長	災害時における感染症対策に関する事。

に、

「衛生業務班」を「業務生活衛生班」に、「衛生業務課長」を「業務生活衛生課長」に、

国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	1 国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。）及び被保険者の一部負担金の減免に関する事。 2 後期高齢者医療保険料及び被保険者の一部負担金の減免に関する事。
------------------------	---

を

国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	1 国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。）及び被保険者の一部負担金の減免に関する事。 2 後期高齢者医療保険料及び被保険者の一部負担金の減免に関する事。
高齢者介護班 班長 高齢者介護課長	1 災害時における高齢者福祉に関する事。 2 所管の福祉施設の災害応急対策及び被害調査に関する事。
地域包括ケア推進班 班長 地域包括ケア推	災害時における高齢者福祉に関する事。

進課長		
に改め、同表商工労働部の項中		
「		3 大阪事務所との連絡に関する事 4 災害時における高圧ガス及び火薬類等の保安に関する事 5 電力・ガス・石油等の確保に関する事。
		を
「		3 災害時における高圧ガス及び火薬類等の保安に関する事 4 電力・ガス・石油等の確保に関する事。
		に、
「	アジア経済戦略班 班長 アジア経済戦略 課長	那覇空港貨物ターミナルの災害応急対策及び被害調査に関する事。
	マーケティング戦略推進 班 班長 マーケティング 戦略推進課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
		を
「	グローバルマーケット戦 略班 班長 グローバルマー ケット戦略課長	1 那覇空港貨物ターミナルの災害応急対策及び被害調査に関する事 2 大阪事務所との連絡に関する事。
		に改
め、同表企業部の項中「企業局総務企画課長」を「企業局総務課長」に、		
「	経理班 班長 経理課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
		を
「	経理班 班長 経理課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	経営計画班 班長 経営計画課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
		に改
め、同表病院事業部の項中「病院事業総務課長」を「総務企画課長」に、「病院事業経営班」を「経営班」に、「病院事業経営課長」を「経営課長」に、「病院事業企画班」を「管理班」に、「病院事業企画課長」を「管理課長」に改める。		
別表第4情報収集・伝達班の項中「防災危機管理班長」を「防災班長」に改め、同表災害時広報班の項中		
「		4 県議会との連絡調整に関する事。 5 その他総括情報部長が特に命ずる事。
		を
「		4 報道機関に提供した資料の県議会への共有に関する事。 5 報道機関との連絡調整に関する事。 6 その他総括情報部長が特に命ずる事。
		に改め、同表避難所・物質支援班の項中「消費・くらし安全課副参事」を「生活安全安心課副参事」に、「消費・くらし安全課職員」を「生活安全安心課職員」に改め、同表インフラ班の項中「衛生薬務課職員」を「薬務生活衛生課職員」に改める。
<b>附 則</b>		
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。		

## 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部事項

沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号

沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月31日

沖縄県国民保護対策本部長  
沖縄県知事 玉 城 康 裕  
沖縄県緊急対処事態対策本部長  
沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱（平成19年沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号・沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第6号中「子ども生活福祉部」を「生活福祉部」に改め、同項中第18号を第19号とし、第8号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同項第7号中「保健医療部」を「保健医療介護部」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) こども未来部

別表第1中

子ども生活福祉部	子ども生活福祉部長	生活企画統括監	を
保健医療部	保健医療部長	医療企画統括監	

生活福祉部	生活福祉部長	生活福祉統括監	に改める。
こども未来部	こども未来部長	こども未来統括監	
保健医療介護部	保健医療介護部長	保健衛生統括監	

別表第2知事公室部の項中「公表」を「広報」に、

特命推進班 班長 特命推進課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
--------------------	-------------------

を

特命推進班 班長 特命推進課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
平和・地域外交推進班 班長 平和・地域外交推進課長	平和関連施設の保全対策及び被害調査に関する事。

に改め、同表中

子ども生活福祉部	子ども生活福祉総務班 班長 福祉政策課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。 3 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関する事。 4 生活福祉資金の貸付けに関する事。 5 ボランティア総合窓口に関する事。
	保護・援護班 班長 保護・援護課長	所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関する事。

高齢者福祉介護班 班長 高齢者福祉介護課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害時における老人福祉に関する事</li> <li>2 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関する事</li> <li>3 所管の福祉施設の入居者の避難対策に関する事</li> </ol>
青少年・子ども家庭班 班長 青少年・子ども家庭課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害時における児童福祉及び青少年対策に関する事</li> <li>2 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関する事</li> <li>3 所管の福祉施設の入居者の避難対策に関する事</li> </ol>
子ども未来政策班 班長 子ども未来政策課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
子育て支援班 班長 子育て支援課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関する事</li> <li>2 所管の福祉施設の入居者の避難対策に関する事</li> </ol>
障害福祉班 班長 障害福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関する事</li> <li>2 所管の福祉施設の入居者の避難対策に関する事</li> </ol>
消費・暮らし安全班 班長 消費・暮らし安全課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民総合相談窓口の設置に関する事</li> <li>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する事</li> <li>3 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関する事</li> <li>4 生活関連物資等の価格安定に関する事</li> <li>5 避難所等の総合対策に関する事</li> <li>6 生活再建支援に関する事</li> <li>7 武力攻撃災害時における交通安全対策に関する事</li> </ol>
女性力・平和推進班 班長 女性力・平和推進課長	平和関連施設の保全対策及び被害調査に関する事。

を「

生活福祉部	生活福祉総務班 班長 福祉政策課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の庶務及び連絡調整に関する事</li> <li>2 部所管の被害状況の総括に関する事</li> <li>3 生活福祉資金の貸付けに関する事</li> <li>4 災害派遣福祉チームに関する事</li> <li>5 ボランティア総合窓口の設置に関する事</li> </ol>
	保護・援護班 班長 保護・援護課長	所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関する事。
	障害福祉班 班長 障害福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関する事</li> <li>2 所管の福祉施設の入居者の避難対策に関する事</li> </ol>
	生活安全安心班 班長 生活安全安心課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民総合相談窓口の設置に関する事</li> <li>2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関する事</li> <li>3 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関する事</li> <li>4 生活関連物資等の価格安定に関する事</li> <li>5 避難所等の総合対策に関する事</li> <li>6 生活再建支援に関する事</li> <li>7 武力攻撃災害時における交通安全対策に関する事</li> </ol>
子ども未来部	子ども若者政策班 班長 子ども若者政策課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部所管の被災情報等の総括に関する事</li> <li>2 部内各班又は他部の応援に関する事</li> </ol>
	子ども家庭班 班長 子ども家庭課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害時における児童福祉及び青少年対策に関する事</li> <li>2 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関する事</li> <li>3 所管の福祉施設の入居者の避難対策に関する事</li> </ol>
	子育て支援班 班長 子育て支援課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関する事</li> <li>2 所管の福祉施設の入居者の避難対策に関する事</li> </ol>

女性力・ダイバーシティ推進班 班長 女性力・ダイバーシティ推進課長	1 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関すること。 2 所管の福祉施設の入居者の避難対策に関すること。
--------------------------------------	--

に改め、同表保健医療部の項中「保健医療部」を「保健医療介護部」に、「沖縄県災害医療本部」を「沖縄県災害保健医療福祉調整本部」に、

地域保健班 班長 地域保健課長	1 保健衛生対策に関すること。 2 災害派遣精神医療チームに関すること。 3 武力攻撃災害時における助産に関すること。
感染症総務班 班長 感染症総務課長	武力攻撃災害時における感染症対策に関すること。
感染症医療確保班 班長 感染症医療確保課長	武力攻撃災害時における感染症対策に関すること。
ワクチン・検査推進班 班長 ワクチン・検査推進課長	武力攻撃災害時における感染症対策に関すること。

を

地域保健班 班長 地域保健課長	1 保健衛生対策に関すること。 2 災害派遣精神医療チームに関すること。
感染症対策班 班長 感染症対策課長	武力攻撃災害時における感染症対策に関すること。

に、

「衛生薬務班」を「薬務生活衛生班」に、「衛生薬務課長」を「薬務生活衛生課長」に、「食品衛生」を「生活環境の衛生」に、

国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	1 国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。）及び被保険者の一部負担金の減免に関すること。 2 後期高齢者医療保険料及び被保険者の一部負担金の減免に関すること。
------------------------	---

を

国民健康保険班 班長 国民健康保険課長	1 国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。）及び被保険者の一部負担金の減免に関すること。 2 後期高齢者医療保険料及び被保険者の一部負担金の減免に関すること。
高齢者介護班 班長 高齢者介護課長	1 武力攻撃災害時における老人福祉に関すること。 2 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関すること。 3 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関すること。
地域包括ケア推進班 班長 地域包括ケア推進課長	武力攻撃災害時における老人福祉に関すること。

に改め、同表商工労働部の項中

	3 大阪事務所との連絡に関すること。 4 高圧ガス及び火薬類等の保安並びに関係機関との連絡調整に関すること。 5 電力・ガス・石油等の確保に関すること。
--	--

を

	3 高圧ガス及び火薬類等の保安並びに関係機関との連絡調整に関
--	--------------------------------

	すること。 4 電力・ガス・石油等の確保に関すること。	に、		
「				
アジア経済戦略班 班長 アジア経済戦略課 長	那覇空港貨物ターミナルの災害応急対策及び被害調査に関する こと。	を		
マーケティング戦略推進班 班長 マーケティング戦 略推進課長	部内各班又は他部の応援に関すること。			
「				
グローバルマーケット戦略 班 班長 グローバルマー ケット戦略課長	1 那覇空港貨物ターミナルの保全対策及び被害調査に関するこ と。 2 大阪事務所との連絡に関すること。	に改		
」				
め、同表企業部の項中「企業局総務企画課長」を「企業局総務課長」に、				
「				
経理班 班長 経理班長	部内各班又は他部の応援に関すること。	を		
」				
「				
経営計画班 班長 経営計画課長	部内各班又は他部の応援に関すること。	に改		
経理班 班長 経理課長	部内各班又は他部の応援に関すること。			
」				
め、同表病院事業部の項中「病院事業総務班」を「総務企画班」に、「病院事業総務課長」を「総務企画課 長」に、「病院事業経営班」を「経営班」に、「病院事業経営課長」を「経営課長」に、「病院事業企画 班」を「管理班」に、「病院事業企画課長」を「管理課長」に改める。				
附 則 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">                             発 行 所                              沖 縄 県 総 務 部                              総務私学課                              電話番号 098-866-2074                         </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">                             印 刷 所 文進印刷株式会社                              〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4                         </td> </tr> </table>			発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4
発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4			